

総合評価一般競争入札（特別簡易型）

落札者決定基準

（工事名： ）

令和 年 月

石巻地方広域水道企業団

1 総則

本基準は、石巻地方広域水道企業団が発注する建設工事における請負者の選定を行うに際し、石巻地方広域水道企業団建設工事総合評価一般競争入札実施要領（令和7年石広水訓令甲第2号）で規定する総合評価一般競争入札（特別簡易型）により実施するに当たっての基準を示すものである。

2 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たすものを対象に行う。
- ア 入札参加者が公告に定めた必要な入札参加資格を満たし、無効でない者
 - イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者
 - ウ 価格以外の評価を行うため、総合評価技術資料調書（様式－総合特簡1）を提出した者。ただし、総合評価技術資料調書に記載がないものを提出した者は除く。

- (2) 総合評価点は、次の式により算定する。

総合評価点＝価格評価点＋価格以外の評価点

- (3) 価格評価点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

- ア 価格評価点 80.00点
- イ 価格以外の評価点 27.00点
- ウ 総合評価点 ア＋イの合計で107.00点を満点とする。

[評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとする。]

3 価格評価点の算定方法

価格評価点は、以下の式により算定する。

応札率105%における価格評価点を0点。満点応札率A%における価格評価点を80点とした場合の、2点を通る楕円の式

$[X^2/a^2 + Y^2/B^2 = 1 (B > a > 0)]$ により算出される以下に示すYの値とする。

$$\text{◎価格評価点 } Y = (B^2 \times (1 - X^2/a^2))^{1/2}$$

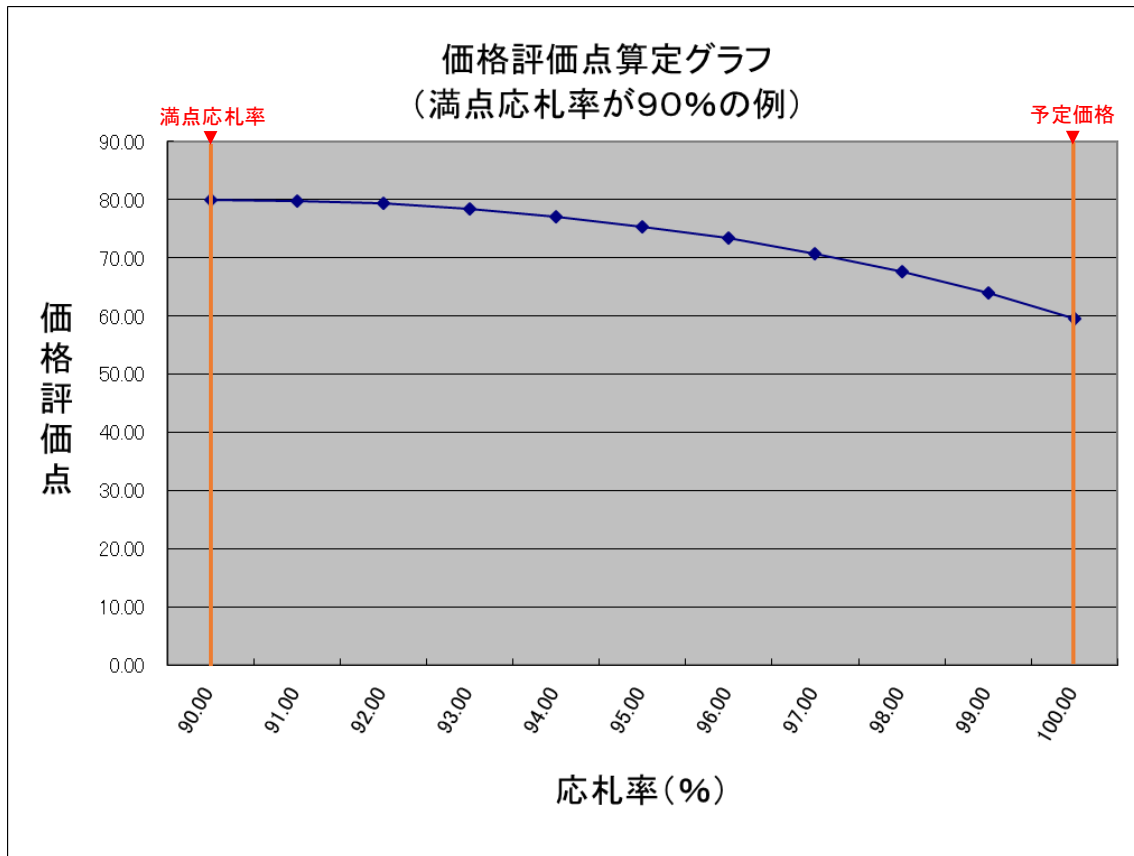
Y：価格評価点	a：105－A
X：応札率－A (%)	B：80

※1 満点応札率A＝調査基準価格／予定価格×100（小数点以下第3位を四捨五入）
調査基準価格とは、石巻地方広域水道企業団低入札価格調査要綱第3条で定める算定式により算出した額であり、工事によって調査基準価格が異なるため、価格評価点の満点となる値が異なる。

※2 応札率＝入札価格／予定価格×100（小数点以下第3位を四捨五入）

※3 満点応札率A%以下は、価格評価点の満点で一定とする。

※4 価格評価点Yの最高点は80点となる。



4 価格以外の評価点の算定方法

- (1) 価格以外の評価点は、入札参加者が提出した総合評価技術資料調書により、価格以外の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。
- (2) 総合評価技術資料調書の提出がない者は入札に参加することができない。
- (3) 価格以外の評価点は、入札参加者の申告を最大点とし、錯誤の取扱いにより発注者が行う修正評価点は、減点措置のみとする。
- (4) 虚偽の申告による応札は失格とする。なお、虚偽の申告とは、入札参加者が有している実績以上の内容で申告をした場合で入札参加者が申告内容を証明できない場合とする。
- (5) 錯誤の申告による応札①
入札参加者が有している実績以上の内容で申告をした場合で、入札参加者が申告内容を虚偽でないことを明確に証明できた場合は、錯誤による応札とし、最低点評価に修正する。
- (6) 錯誤の申告による応札②
入札参加者が有している実績以下の内容で申告をした場合は、錯誤による応札とし、申告内容どおりに評価する。

5 落札者の決定方法

(1) 総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料の提出

開札後、入札価格が予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札執行者が必要と認めた者から、入札参加資格審査書類のほかに、石巻地方広域水道企業団建設工事の契約に係る入札参加手続等取扱規程（平成16年石広水規程第6号。以下「取扱規程」という。）に規定する「類似工事の施工実績調書（様式第4号）」、「配置予定の技術者に関する調書（様式第5号）」及び「その他総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料」（以下「総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料」という。）の提出を求める。

(2) 落札候補者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

なお、入札執行者の求めに応じ「総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料」を提出しない入札及び同資料に記載がない入札は無効とする。

(3) 総合評価点が同点の場合の取扱い

総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格の同じ者（以下「同点者」という。）が2者以上あるときは、その全ての者を落札候補者とする。

(4) 総合評価技術資料調書等の確認

落札候補者から提出された入札参加資格審査書類について、入札執行者は、入札参加資格の確認を行うものとする。

また、工事担当課長にあつては、落札候補者から提出された「総合評価技術資料調書」及び「総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料」（以下「総合評価技術資料調書等」という。）の確認を行うものとする。

(5) 調査基準価格未満の入札価格について

調査基準価格未満の入札価格の落札候補者については、低入札価格調査を行った上で適否を判断する。

(6) 落札者の決定

総合評価技術資料調書等の確認結果及び低入札価格調査の結果、落札者として適格と認める場合は、落札者とみなす。ただし、同点者が2者以上あるときは、くじにより落札者とみなす者を決定する。

また、学識経験者から落札者決定基準等に係る意見聴取をした際において、落札者を決定しようとするときに、改めての意見聴取が必要であると述べられた場合には、学識経験者の意見を聴かななければならない。

なお、最終的には、石巻地方広域水道企業団競争入札審査委員会の審議に付し、その結果を踏まえて、落札者を決定する。

(7) 配置予定の技術者に対するヒアリング

落札候補者から提出された資料等の適否を判断するため、必要に応じて配置予定の技術者に対するヒアリングができるものとする。

なお、その場合は、以下の項目等について確認する。

ア 配置する技術者の経歴、資格

イ 類似工事の施工実績の有無

ウ 類似工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意した点・工夫した点

(8) 配置予定の技術者の取扱い

配置予定の技術者の変更は、原則として認めない。ただし、監督員が工場製作等を含む工事や技術者のやむを得ない事情（死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の特別の場合）等により変更が必要と監督職員が認めたときはその限りではない。

6 価格以外の評価項目及び評価基準と評価点

次の評価項目について、それぞれの評価基準により評価点を算出する。

評価の視点		評価項目及び評価基準	評価点	総合評価技術資料調査の記載内容を証する資料	
技術力	(1) 企業評価	ア 過去の類似工事の施工実績（過去10か年度）		①類似工事の施工実績調査（様式第4号） ②施工実績の内容が確認できる契約書及び仕様書等の写し	
		類似工事の施工実績あり	2点		
		類似工事の施工実績なし	0点		
		イ 過去5か年度における工事成績（平均点）			
		82点以上	2点		
		80点以上82点未満	1.5点		
		78点以上80点未満	1点		
		75点以上78点未満	0.5点		
		75点未満又は実績なし	0点		
		ウ 過去5か年度における優良工事表彰実績			表彰状の写し
		表彰実績あり（2件以上）	2点		
		表彰実績あり（1件）	1点		
		表彰実績なし	0点		
	エ ISO等認証取得状況		認証取得を証する書類の写し		
	ISO9001（品質）及びISO14001（環境）、又はISO9001（品質）及びISOに準じた認証機関からの認証取得済み	1点			
	ISO9001（品質）、ISO14001（環境）又はISOに準じた認証機関からの認証のいずれか1つを取得済み	0.5点			
		ISO等認証取得なし	0点		
	小計		最大7点		
(2) 配置する技術者の能力	ア 配置予定技術者の類似工事の施工実績（過去10か年度）		①配置予定の技術者に関する調査（様式第5号） ②施工実績の内容が確認できる契約書及び仕様書等の写し		
	類似工事の施工実績あり	2点			
	類似工事の施工実績なし	0点			
	イ 配置予定技術者の工事成績（過去5か年度の最高評定）				
	80点以上	2点			
	78点以上80点未満	1点			
	75点以上78点未満	0.5点			
		75点未満又は実績なし		0点	
	ウ 継続教育（CPD）の取組状況			継続教育（CPD）の証明書の写し	
	継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上取得）	1点			
	継続教育の証明あり（各団体推奨単位の1/2以上取得）	0.5点			
	継続教育の証明あり（各団体推奨単位の1/2未満取得）	0.25点			
	継続教育の証明なし	0点			
小計		最大5点			
社会性	(3) 労働福祉	ア 建設業退職金共済制度の加入状況		経審の写し	
		建設業退職金共済制度に加入済み	0.5点		
		建設業退職金共済制度に未加入	0点		
		イ 退職一時金制度又は企業年金制度の加入状況			経審の写し
		退職一時金制度又は企業年金制度に加入済み	0.5点		
		退職一時金制度又は企業年金制度に未加入	0点		
	ウ 障害者の雇用状況		障害者の雇用状況を証するもの（障害者雇用状況報告書等）の写し		
	障害者の雇用率が法定雇用率（建設業の除外率含む）以上又は義務外の雇用あり	1点			
		障害者の雇用率が法定雇用率（建設業の除外率含む）未満又は義務外の雇用なし	0点		
	エ 協力雇用主としての登録状況		保護観察所が発行する証明書の写し		
協力雇用主に登録あり	1点				
	協力雇用主に登録なし	0点			

	(4) 働き方改革	ア 女性のチカラを活かす企業の認証取得状況			
		「女性のチカラを活かす企業」の認証取得済み	1 点		
		「女性のチカラを活かす企業」の認証なし	0 点		
			小計	最大 4 点	
地域性	(5) 地域貢献	ア 本支店、営業所等の所在地の状況			
		石巻市又は東松島市内に本社、本店が 10 年以上所在あり	3 点		
		石巻市又は東松島市内に本社、本店が 10 年未満所在あり	2 点		
		石巻市又は東松島市内に支店、営業所等が 10 年以上所在あり	2 点		
		石巻市又は東松島市内に支店、営業所等が 10 年未満所在あり	1 点		
		石巻市又は東松島市内に本支店、営業所等なし	0 点		
		イ 災害協定の状況			
		石巻地方広域水道企業団、石巻市又は東松島市との災害協定 あり(石巻市又は東松島市内に本社、本店あり)	2 点	災害協定書の写し	
		石巻地方広域水道企業団、石巻市又は東松島市との災害協定あり(石巻市又は東松島市内に支店、営業所等あり)	1 点		
		石巻地方広域水道企業団、石巻市又は東松島市との災害協定なし	0 点		
		ウ 地域貢献の活動実績 (過去 3 年間)			
		宮城県のスマイルサポーターとして認定を受け、石巻市又は東松島市内で過去 3 年間に 6 回以上の活動実績があること。	1 点	認定証及びプログラム実施報告書の写し	
		宮城県のスマイルサポーターとして認定を受け、石巻市又は東松島市内で過去 3 年間に 3 回以上の活動実績があること。	0.5 点		
		該当する活動実績なし	0 点		
		エ 消防団協力事業所の状況			
		石巻市又は東松島市消防団協力事業所の認定あり	1 点	認定書等の写し	
		石巻市又は東松島市消防団協力事業所の認定なし	0 点		
		オ 消防団員の雇用状況			
		消防団員に任命されている従業員あり	1 点	雇用状況がわかる書類の写し	
		消防団員に任命されている従業員なし	0 点		
		カ 学生消防団員経験者の雇用状況			
		学生消防団員経験者の新規雇用あり	1 点	活動認証状及び雇用状況がわかる書類の写し	
		学生消防団員経験者の新規雇用なし	0 点		
		キ 地域の担い手育成			
		自治組織の役員等となっている従業員あり	1 点	委嘱状等及び雇用状況がわかる書類の写し	
		自治組織の役員等となっている従業員なし	0 点		
		ク 若手社員の採用状況			
35 歳以下の石巻市又は東松島市民を新規で雇用した実績あり	1 点	雇用状況がわかる書類の写し			
35 歳以下の石巻市又は東松島市民を新規で雇用した実績なし	0 点				
			小計	最大 11 点	
減点	(6) 不誠実な行為	ア 石巻地方広域水道企業団からの過去 1 年間における指名停止の状況			
		過去 1 年間における指名停止なし	0 点		
		過去 1 年間における指名停止 1 回(6 か月未満)につき	▲1 点		
		過去 1 年間における指名停止 1 回(6 か月以上)につき	▲2 点		
			合計	最大 27 点	

7 価格以外の評価項目及び評価基準の説明

(1) 技術力（企業評価）

ア 過去の類似工事の施工実績（過去10か年度）

評価基準	評価	配点
類似工事の施工実績あり	標準	2点
類似工事の施工実績なし	—	0点

※以下のすべての要件を満たすこと。

- ・類似工事の条件【 】
- ・当該工事の入札日（開札日）の属する年度の直前10か年度及び当該工事の入札公告日（入札公告日の当日を含む。以下同じ。）までに完成し、引渡しが完了した工事を対象とする。
- ・取扱規程に規定する「類似工事の施工実績調書（様式第4号）」を提出すること。
- ・入札参加申請者の施工実績の内容が確認できる契約書・仕様書等の写しを提出すること。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の類似工事の経験を対象とする。
- ・特定建設工事共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限る。

イ 過去5か年度における工事成績（平均点）

評価基準	評価	配点
82点以上	優良	2点
80点以上82点未満	良	1.5点
78点以上80点未満	良	1点
75点以上78点未満	標準	0.5点
75点未満または実績なし	—	0点

- ・工事成績とは、石巻地方広域水道企業団工事検査規程（平成元年石広水規程第14号）に定める完成検査を受けた全部の工事成績をいう。
- ・当該工事の入札日（開札日）の属する年度の直前5か年度における工事成績の平均点数（少数点以下切り捨て）を対象とする。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の工事成績を対象とする。
- ・特定建設工事共同企業体の構成員としての工事成績については、共同企業体の代表者として施工した場合又は出資比率が20%以上の場合のものに限る。

ウ 過去5か年度における優良工事表彰実績

評価基準	評価	配点
表彰実績あり（2件以上）	優良	2点
表彰実績あり（1件）	標準	1点
表彰実績なし	—	0点

- ・対象となる表彰
 - ▷ 東北地方整備局優良工事表彰（局長・所長）
 - ▷ 東北農政局農業農村整備事業等優良工事等の請負業者等の表彰
 - ▷ 宮城県優良建設工事施工業者表彰
 - ▷ 宮城県道路公社優良建設工事施工業者表彰
 - ▷ 石巻市優良建設工事施工業者表彰
 - ▷ 東松島市優良工事表彰
 - ▷ 石巻地方広域水道企業団優良建設工事施工業者表彰
- ・表彰該当工事ごとに1件として扱う。
- ・表彰されたことを証する表彰状等の写しを提出すること。
- ・当該工事の入札日（開札日）の属する年度の直前5か年度及び当該工事の入札公告日までの受賞実績を対象とする（表彰の年度であり、表彰の対象となった工事の完成年度ではない）。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の表彰を対象とする。
- ・特定建設工事共同企業体としての実績を認める場合には、構成員としての出資比率20%以上のものに限る。

エ ISO等認証取得状況

評価基準	評価	配点
ISO9001及びISO14001又はISO9001及びISOに準じた認証機関からの認証を取得済み	優良	1点
ISO9001、ISO14001又はISOに準じた認証機関からの認証のいずれか1つを取得済み	良	0.5点
ISO等認証取得なし	—	0点

- ・ISOに準じた主な認証機関は、以下のとおりとする。
 - ▷ みちのくEMS（みちのく環境管理規格認証機構）
 - ▷ KES（特定非営利活動法人KES環境機構）
 - ▷ エコアクション21（一般財団法人地球環境戦略研究機関）
- ・当該工事の入札公告日までに取得済みの場合を対象とする。
- ・認証機関からの認証取得を証する書類の写しを提出すること。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者における認証取得状況を対象とする。

- ・当該工事の入札日（開札日）の属する年度の直前5か年度の工事成績及び当該工事の入札公告日までに完成検査合格通知書を受けた工事成績評定の最高評定点とする。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の技術者の代表を対象とする。
- ・特定建設工事共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限る。
- ・工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工事等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半数以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。
- ・監理技術者又は主任技術者として、実績の対象とする工事の全体従事期間の90%以上の期間、従事した技術者を対象とする。工場製作と据付工事が一括されている工事等も同様に扱う。
- ・全体従事期間とは、工事に着手した日から工事が完成した日までの期間とする。ただし、工事の全部を一時中止した期間は除く。

ウ 継続教育（CPD）の取組状況

評価基準	評価	配点
継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上取得）	優良	1点
継続教育の証明あり（各団体推奨単位の1/2以上取得）	標準	0.5点
継続教育の証明あり（各団体推奨単位の1/2未満取得）	標準	0.25点
継続教育の証明なし	—	0点

- ・当該工事に配置する技術者の継続教育について、建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している全ての団体を評価対象とすることから推奨単位に対する単位取得状況で申告する。
- ・継続教育の単位取得の「証明書」は、入札公告に記載の総合評価技術資料提出受付期間の初日から過去1年以内及び総合評価技術資料提出受付期限までに証明された「証明書」を有効とする。なお、単位取得の証明期間の末日は、入札公告に記載の総合評価技術資料提出受付期間の初日から過去1年以内とする。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の技術者の代表を対象とする。
- ・工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。

(3) 社会性（労働福祉）

ア 建設業退職金共済制度の加入状況

評価基準	評価	配点
建設業退職金共済制度に加入済み	優良	0.5点
建設業退職金共済制度に未加入	—	0点

- ・当該工事の入札公告日に有効な経営事項審査（決算日から1年7か月有効）の評価結果を対象とする。
- ・経営規模等評価結果通知書の写しを提出すること。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、構成企業全てを対象とする。

イ 退職一時金制度又は企業年金制度の加入状況

評価基準	評価	配点
退職一時金制度又は企業年金制度に加入済み	優良	0.5点
退職一時金制度又は企業年金制度に未加入	—	0点

- ・対象となる制度は以下のいずれかとする。
 - ▷ 退職金一時金制度
 - ※ 労働協約又は就業規則に退職手当に関する事項について定めがある場合
 - ▷ 中小企業退職金共済制度
 - ▷ 特定退職金共済制度
 - ▷ 企業年金制度
 - ▷ 厚生年金基金制度
 - ▷ 確定給付企業年金制度
 - ▷ 適格退職年金制度
 - ▷ 確定拠出年金制度
- ・当該工事入札公告日に有効な経営事項審査（決算日から1年7か月有効）の評価結果を対象とする。
- ・経営規模等評価結果通知書の写しを提出すること。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、構成企業全てを対象とする。

ウ 障害者の雇用状況（適用法令：障害者の雇用の促進等に関する法律）

評価基準	評価	配点
障害者の雇用率が法定雇用率（建設業の除外率含む）以上又は義務外の雇用あり	優良	1点
障害者の雇用率が法定雇用率（建設業の除外率含む）未満又は義務外の雇用なし	—	0点

- ・当該工事の入札公告日において、直接的な雇用関係にある建設業の従業員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用する労働者）を対象とする。

- ・重度障害者（1級又は2級相当）の認定を受けている者を雇用している場合は、その1人をもって障害者2人とみなす。
- ・法定雇用義務がない場合においては、恒久的な雇用関係にある者で、かつ、入札期日の前日から起算して3か月以上前から直接的な雇用をしている者がいる場合に対象とする。
- ・以下の雇用状況を証するものを提出すること。
 - ① 障害を証明するものの写し
(本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し)
 - ② 雇用及び事業所の職員数が確認できるものの写し
(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し)
- ※「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく雇用義務がある事業所で、当該工事の入札公告日において、公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の内容と相違がない場合は、同報告書の写し（公共職業安定所の受付印のあるもの）の提出のみで可とする。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者における雇用状況を対象とする。

エ 協力雇用主としての登録状況

評価基準	評価	配点
協力雇用主に登録あり	優良	1点
協力雇用主に登録なし	—	0点

- ・当該工事の入札公告日までに登録済みの場合を対象とする。
- ・刑務所出所者等の改善更生に協力する協力雇用主として保護観察所に登録されていることを証するものの写しを提出すること。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、いずれかの構成企業の登録状況を対象とする。

(4) 社会性（働き方改革）

ア 女性のチカラを活かす企業の認証取得状況

評価基準	評価	配点
「女性のチカラを活かす企業」の認証取得済み	優良	1点
「女性のチカラを活かす企業」の認証なし	—	0点

- ・宮城県の女性のチカラを活かす企業の認証を受け、当該工事の入札公告日が認証の有効期間内である場合を対象とする。
- ・女性のチカラを活かす企業認証確認書の写しを提出すること。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、いずれかの構成企業の認証取得状況を対象とする。

(5) 地域性（地域貢献）

ア 本支店、営業所等の所在地の状況

評価基準	評価	配点
石巻市又は東松島市内に本社、本店が10年以上所在あり	優良	3点
石巻市又は東松島市内に本社、本店が10年未満所在あり	良	2点
石巻市又は東松島市内に支店、営業所等が10年以上所在あり	良	2点
石巻市又は東松島市内に支店、営業所等が10年未満所在あり	標準	1点
石巻市又は東松島市内に支店、営業所等なし	—	0点

- ・所在期間の基準日は当該工事の入札公告日とする。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の所在地の状況を対象とする。

イ 災害協定の状況

評価基準	評価	配点
石巻地方広域水道企業団、石巻市又は東松島市との災害協定あり（石巻市又は東松島市内に本社、本店あり）	優良	2点
石巻地方広域水道企業団、石巻市又は東松島市との災害協定あり（石巻市又は東松島市内に支店、営業所等あり）	良	1点
石巻地方広域水道企業団、石巻市又は東松島市との災害協定なし	—	0点

- ・石巻地方広域水道企業団、石巻市又は東松島市との災害協定、災害時応援等について、当該工事の入札公告日までに入札参加者が直接協定締結済みの場合を対象とする（協会や組合等における締結は対象外とする）。
- ・協定書の写しを提出すること。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、いずれかの構成企業の協定を申告することができる。

ウ 地域貢献の活動実績（過去3年間）

評価基準	評価	配点
宮城県のスマイルサポーターとして認定を受け、石巻市又は東松島市内で過去3年間に6回以上の活動実績があること。	優良	1点
宮城県のスマイルサポーターとして認定を受け、石巻市又は東松島市内で過去3年間に3回以上の活動実績があること。	良	0.5点
該当する活動実績なし	—	0点

- ・当該工事の入札日（開札日）の属する年度の直前3か年度及び当該工事の入札公告日までに於ける石巻市又は東松島市内での活動実績を対象とする。
- ・活動が複数日にわたる場合は、当該日数分を活動回数とみなす。
- ・スマイルサポーター認定証及びプログラム実施報告書の写しを提出すること。

- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、いずれかの構成企業の実績を申告することができる。

エ 消防団協力事業所の状況

評価基準	評価	配点
石巻市又は東松島市消防団協力事業所の認定あり	優良	1点
石巻市又は東松島市消防団協力事業所の認定なし	—	0点

- ・当該工事の入札公告日を基準とし、石巻市又は東松島市消防団協力事業所として認定されている場合を対象とする。
- ・認定を受けたことがわかる書類（認定証等）の写しを提出すること。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、いずれかの構成企業の認定を申告することができる。

オ 消防団員の雇用状況

評価基準	評価	配点
消防団員に任命されている従業員あり	良	1点
消防団員に任命されている従業員なし	—	0点

- ・当該工事の入札公告日を基準とし、公告日の前日から起算して3か月以上前から直接的な雇用関係にあり、石巻市又は東松島市消防団員に任命された者がいる場合を対象とする。
- ・該当する従業員の石巻市又は東松島市消防団員任命書等の写し及び雇用関係がわかる書類（雇用契約書等）の写しを提出すること。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、いずれかの構成企業の雇用状況を申告することができる。

カ 学生消防団員経験者の雇用状況

評価基準	評価	配点
学生消防団員経験者の新規雇用あり	優良	1点
学生消防団員経験者の新規雇用なし	—	0点

- ・石巻市又は東松島市から学生消防団活動の認証を受けた者を、入札公告日の属する年度の過去3か年度以内に新規雇用（大学等の卒業から3年以内の者を雇用した場合に限る）し、入札公告日の前日において継続的、かつ直接的に雇用されている場合を対象とする。
- ・該当する従業員の石巻市又は東松島市学生消防団活動認証状の写し及び雇用関係がわかる書類（雇用契約書等）の写しを提出すること。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、いずれかの構成企業の雇用状況を申告することができる。

キ 地域の担い手育成

評価基準	評価	配点
自治組織の役員等となっている従業員あり	優良	1点
自治組織の役員等となっている従業員なし	—	0点

- 当該工事の入札公告日を基準とし、公告日の前日から起算して3か月以上前から直接的な雇用関係にある者が、以下のいずれかに該当する場合を対象とする。
 - (ア) 保護司法（昭和25年）の規定により保護司を委嘱されている、石巻市又は東松島市内に住所をおく者
 - (イ) 民生委員法（昭和23年法律第198号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、石巻市又は東松島市の民生委員・児童委員を委嘱されている者
 - (ウ) 石巻市交通安全指導隊規則（令和2年石巻市規則第30号）第4条第1項の規定により、交通安全指導隊員に選任されている者
 - (エ) 東松島市交通安全防犯推進協議会交通安全指導隊運営規則第3条の規定により、防犯実働隊員に任命されている者
 - (オ) 石巻市又は東松島市内に存する町内会等の地域自治組織の役員となっている者
- 上記(ア)～(オ)に該当する従業員との雇用関係がわかる書類（雇用契約書等）の写しと併せて、(ア)～(エ)に該当する場合は委嘱状等の写しを、(オ)に該当する場合は地域自治組織の長が発行する当該役員であることを証する書類（任意様式）の写しを提出すること。
- 当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、いずれかの構成企業の雇用状況を申告することができる。

ク 若手社員の採用状況

評価基準	評価	配点
35歳以下の石巻市又は東松島市民を新規で雇用した実績あり	優良	1点
35歳以下の石巻市又は東松島市民を新規で雇用した実績なし	—	0点

- 当該工事の入札公告日の属する年度の直前3か年度以内において、35歳以下の石巻市又は東松島市民を新規雇用（職種は問わない）し、当該従業員が入札公告日において継続的、かつ直接的に雇用されている場合を対象とする。ただし、入札公告日の属する年度の直前1か年度以内に採用された者については、入札公告日の前日から起算して3か月以上継続的、かつ直接的に採用されている場合を対象とする。
- 雇用関係がわかる書類（雇用契約書等）の写しを提出すること。
- 当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、いずれかの構成企業の雇用状況を申告することができる。

(6) 減点（不誠実な行為）

ア 石巻地方広域水道企業団からの過去1年間における指名停止の状況

評価基準	評価	配点
過去1年間における指名停止なし	標準	0点
過去1年間における指名停止1回（6か月未満）につき	劣る	▲1点
過去1年間における指名停止1回（6か月以上）につき	著しく劣る	▲2点

- ・過去1年以内に石巻地方広域水道企業団競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成15年石広水訓令甲第4号）に基づく指名停止措置を受けている場合に減点とする。
- ・石巻地方広域水道企業団から通知を受けた指名停止期間の末日を基準日とし、当該工事の入札公告日から過去1年以内に基準日がある指名停止を対象とする。
- ・当該工事に特定建設工事共同企業体として入札参加する場合には、構成企業全ての指名停止を対象とする。

8 提出する書類等

- (1) 入札参加者は、「総合評価技術資料調書」について、入札参加資格申請時に取扱規程に規定する「入札後資格審査用一般競争入札参加申請書（様式第3号の2）」と併せて公告に示す提出期限までに提出すること。

また、入札（開札）後に、入札執行者の求めに応じて、「総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料」（前記5(1)総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料の提出を参照。）を提出すること。

- (2) 「総合評価技術資料調書」については、入札者記入欄に入札参加者自らが評価点を記入し提出すること。